

ガス供給契約（守口市庁舎）仕様書

1 概要

- | | | |
|------|---|--|
| (1) | 件名 | ガス供給契約（守口市庁舎） |
| (2) | 供給場所 | 守口市京阪本通２－５－５ |
| (3) | ガスの種類 | 都市ガス13A |
| (4) | 供給熱量 | 一般ガス導管事業者が定める一般ガス小売託送供給約款による。 |
| (5) | 供給圧力 | 中圧 |
| (6) | 対象メーター | 別紙１のとおり |
| (7) | 予定最大使用量（１年間を通じての１時間あたりの最大ガス使用） | 150m ³ /h |
| (8) | 予定年間使用量 | 101,300m ³ （別紙２のとおり）
使用量は、あくまで積算のための実績データであり、使用量を保証するものではない。 |
| (9) | 予定年間引取量（１年間の最低引取量をいい、予定年間使用量の70%） | 70,910m ³ |
| (10) | 予定最大需要期使用量（12月定例検針日の翌日から４月定例検針日までの使用量の合計） | 27,000m ³ |

2 供給期間

令和7年11月検針日の翌日から令和8年11月の検針日まで

3 検針目及び計量

計量は、毎月 1 回、一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針を行うものとする。

4 保安

- (1) 供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器について保安責任を負うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとする。

5 単位料金の算出と調整

- (1) 原料費料金は、全日本通関統計の令和7年1月～令和7年3月の公表値の平均原料価格（LNG95,217円/t、LPG97,424円/t）を用いて算出し、その算出方法を掲示するものとする。
なお、石油石炭税等租税課金は、LNG1,860円/t、LPG1,860円/tを用いて算出するものとする。
- (2) 託送料金は令和7年11月2日時点で実施される託送供給料金を用いて算出するものとする。
- (3) 毎月のガス料金は、供給者の原料費調整制度に基づき、調整を行うものとする。

6 支払方法

供給者は、ガス料金の算定後、速やかにその代金の請求を毎月行うこととし、守口市は供給者が定める供給条件等の規定に基づきその代金を支払うものとする。

7 その他

- (1) 入札時に入札金額の積算根拠となる内訳書（任意様式）を提出すること。
内訳書の基本的な構成としては、月単位で構成するものとし、内訳書の金額算出過程がわかるものとする。
また、内訳書には、契約の根拠となる基本料金単価、従量料金単価等、契約書に記載すべき事項を必ず記載すること。
なお、内訳書に業者名を記載すること。
- (2) ガス供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ① 使用量及び最大需要月使用量の単位は1立方メートル（ m^3 ）とし、その端数は読まないものとする。
 - ② 流量の単位は1立方メートル時（ m^3/h ）とし、その端数は読まないものとする。
 - ③ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てること。
- (3) 本仕様に定めのない事項については、供給者の定める約款や供給条件等の規定によるものとし、それ以外の事項は、供給者及び需要者が協議の上決定するものとする。
- (4) 契約書については、業者決定後すみやかに守口市と供給者の間で協議し、作成すること。